

資格要件申告書

令和 年 月 日

山口県知事 様

申告者氏名(自署)

わたくしは、山口県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第1号に定める
資格要件に下記のとおり該当することを、必要書類を添え申告します。

記

該当する資格要件

(裏面から該当する要件の記号(ア〜ク)を記入する。)

○記入上の注意

- この申告書は、「被災宅地危険度判定士登録申請書」の「資格要件」で第3条第1項第1号に該当すると記入された方(→①の欄に○をつけた方)のみ提出してください。
- 各欄の記入要領
 - 「申告者氏名」は、申告者自身が署名してください。なお、捺印は必要ありません。
 - あなたの資格要件を裏面から一つ選択し、「該当する資格要件」欄に記入してください。
なお、裏面の資格要件の二つ以上に該当する場合には、あなたが適当と考える資格要件を一つだけ選択し、記入してください。
 - 裏面のあなたが選択した「該当する資格要件」の欄内に必要な添付書類が記載されています。この必要な添付書類は、資格要件ごとに異なりますので、注意してください。
 - 資格要件「ア」から「オ」に該当する方
「在学の期間を証明する書類」または「卒業証明書」には、それぞれ証明書の原本を添付してください。卒業証書等のコピーでは受付できません。
また、添付していただいた証明書で、資格要件として必要な学科、課程を修めていることが確認できない場合には、「履修科目証明書(またはこれに準じる証明書)」の追加添付をお願いすることがあります。
 - 資格要件「キ」に該当する方
「技術士第二次試験合格証明書」は、必ず技術部門の別が記載されているものを添付してください。
技術部門が記載されていない場合には、受付できません。
 - 「実務経験証明書」(様式第3号)は、証明が必要となる期間が資格要件ごとに異なりますので、それぞれ該当する欄に指定されている年数に注意してください。

該当するものいずれか1つの記号を表面 に記入し、指定された証明書を添付する。

<p>ア 大学院等在学経験者: 宅造告示1号、都計告示38第1号該当 大学(短大を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して1年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して1年以上の実務経験を有する者 ○必要な添付書類・在学の期間を証明する書類(必要な場合において履修科目証明書を追加) ・実務経験証明書(様式第3号)</p>
<p>イ 大学卒業: 宅造令第18条第1号、都計規則第19条第1号イ該当 大学(短大を除く。)又は旧大学で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務の経験を有する者 ○必要な添付書類・卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) ・実務経験証明書(様式第3号)</p>
<p>ウ 3年課程の短期大学卒業: 宅造令第18条第2号、都計規則第19条第1号ロ該当 短大で正規の土木又は建築の修業年限3年以上の課程(夜間を除く)を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園の修業年限3年以上の課程(夜間を除く)を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務の経験を有する者 ○必要な添付書類・卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) ・実務経験証明書(様式第3号)</p>
<p>エ 短期大学、高等専門学校卒業: 宅造令第18条第3号、都計規則第19条第1号ハ該当 前項以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して4年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して4年以上の実務の経験を有する者 ○必要な添付書類・卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) ・実務経験証明書(様式第3号)</p>
<p>オ 高等学校卒業: 宅造令第18条第4号、都計規則第19条第1号ニ該当 高等学校又は旧中等学校において正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して7年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して7年以上の実務の経験を有する者 ○必要な添付書類・卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) ・実務経験証明書(様式第3号)</p>
<p>カ 認定講習修了者: 宅造告示第4号、都計告示38第2号該当 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関する7年以上の実務経験を有する者及び10年以上の都市計画、造園に関する実務経験を有する者で認定講習を終了した者 ○必要な添付書類・認定講習会修了証の写し ・実務経験証明書(様式第3号)</p>
<p>指定の国家資格を有する者</p> <p>キ 技術士: 宅造告示第2号、都計規則第19条第1号ホ(都計告示39)該当 技術士法における第2次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を水道部門又は衛生工学部門とするものに合格し、合格の後、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務経験を有する者 ○必要な添付書類・技術士登録証の写し又は技術士第2次試験合格証明書 ・実務経験証明書(様式第3号、技術部門を建設部門とする場合は不要)</p> <p>ク 1級建築士: 宅造告示第3号、都計規則第19条第1号ヘ該当 1級建築士の資格を有する者 ○必要な添付書類・1級建築士登録証の写し</p>

(注)この面で「宅造告示」とあるのは「昭和37年3月29日付け建設省告示第1005号」を、「都計告示38」とあるのは「昭和45年1月12日付け建設省告示第38号」を、「都計告示39」とあるのは「昭和45年1月12日付け建設省告示第39号」を表す。